

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET1999-42010-1009
2. 交付年月日：平成26年 7月29日
3. 有効年月日：平成33年 7月28日
4. 申込者名
住 所：東京都千代田区九段南4-2-11

氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム
5. 特定電気用品名：配線用遮断器
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名
住 所：福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山14-1

氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム 白河工場
8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
別表第四1、3及び別表第十 第5章
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみに有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康
東京都渋谷区代々木5-1-12

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区分
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
	(3) その他のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
定格電流	(1) 15A以下のもの
極	(3) 3極以上のもの
電源側接続端子	(1) ねじ端子のもの
接続する電線の種類	(1) 銅のもの
引き外し機構用の制御電源	(1) あるもの
接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの
過電流引き外し素子の数	(3) 3以上のもの
過電流引き外し機構	(2) 電磁式のもの
	(3) その他のもの
定格遮断電流	(6) 7,500Aを超え10,000A以下のもの
定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	—
これ以下、組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの
組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
組み合わせ	
相及び線式	(3) その他のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの

証明書番号：JET1999-42010-1009

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET1999-42010-1010
 2. 交付年月日：平成26年7月29日
 3. 有効年月日：平成33年7月28日
 4. 申込者名
住 所：東京都千代田区九段南4-2-11
- 氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム
5. 特定電気用品名：配線用遮断器
 6. 型式の区分：別紙のとおり
 7. 製造工場名
住 所：福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山14-1

氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム 白河工場

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
別表第四1、3及び別表第十 第5章
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみに有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康
東京都渋谷区代々木5-2-12

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区分
相及び線式	(2) 単相3線式のもの (3) その他のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流	(2) 15Aを超え30A以下のもの
極	(3) 3極以上のもの
電源側接続端子	(1) ねじ端子のもの
接続する電線の種類	(1) 銅のもの
引き外し機構用の制御電源	(1) あるもの
接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの
過電流引き外し素子の数	(3) 3以上のもの
過電流引き外し機構	(2) 電磁式のもの (3) その他のもの
定格遮断電流	(6) 7,500Aを超え10,000A以下のもの
定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	—
これ以下、組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの
組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
組み合わせ	
相及び線式	(3) その他のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの

証明書番号：JET1999-42010-1010

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET1999-42010-1011
2. 交付年月日：平成26年7月29日
3. 有効年月日：平成33年7月28日
4. 申込者名
住 所：東京都千代田区九段南4-2-11

- 氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム
5. 特定電気用品名：配線用遮断器
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名
住 所：福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山14-1

氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム 白河工場

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
別表第四1、3及び別表第十 第5章
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみに有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康
東京都渋谷区代々木5-1-12

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区分
相及び線式	(2) 単相3線式のもの (3) その他のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流	(3) 30Aを超え50A以下のもの
極	(3) 3極以上のもの
電源側接続端子	(1) ねじ端子のもの
接続する電線の種類	(1) 銅のもの
引き外し機構用の制御電源	(1) あるもの
接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの
過電流引き外し素子の数	(3) 3以上のもの
過電流引き外し機構	(2) 電磁式のもの (3) その他のもの
定格遮断電流	(6) 7,500Aを超え10,000A以下のもの
定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	—
これ以下、組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの
組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
組み合わせ	
相及び線式	(3) その他のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの

証明書番号：JET1999-42010-1011

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET1999-42010-1012
2. 交付年月日：平成26年 7月29日
3. 有効年月日：平成33年 7月28日
4. 申込者名
住 所：東京都千代田区九段南4-2-11

氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム
5. 特定電気用品名：配線用遮断器
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名
住 所：福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山14-1

氏名又は名称：株式会社 ジェルシステム 白河工場
8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
別表第四1、3及び別表第十 第5章
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみに有効です。

一般財団法人 電気安全工学研究所
理事長 薦田 康
東京都渋谷区代々木5-1-12

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区 分
相及び線式	(2) 単相3線式のもの (3) その他のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流	(4) 50Aを超えるもの
極	(3) 3極以上のもの
電源側接続端子	(1) ねじ端子のもの
接続する電線の種類	(1) 鋼のもの
引き外し機構用の制御電源	(1) あるもの
接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの
過電流引き外し素子の数	(3) 3以上のもの
過電流引き外し機構	(2) 電磁式のもの (3) その他のもの
定格遮断電流	(6) 7,500Aを超え10,000A以下のもの
定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	—
これ以下、組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの
組み合わせ	
相及び線式	(2) 単相3線式のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
組み合わせ	
相及び線式	(3) その他のもの
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの

証明書番号：JET1999-42010-1012